

第5章 水道料金制度等

- 1 水道料金制度の変遷
- 2 水道料金等の変遷
- 3 用途別栓数、戸数及び有収水量内訳
- 4 用途別・水量ランク別有収水量
- 5 年度別・用途別有収水量
- 6 年度別水道料金等調定状況
- 7 水道料金の徴収と督促等の状況
- 8 水道メーター点検状況
- 9 水道料金の減免措置と特例計算
- 10 大阪府下各市水道料金比較

1 水道料金制度の変遷

年	月	日	事項
昭和26	4	1	水道料金創設（水道料金体系は用途別一律超過料金体系を採用） 水道メーター使用料創設
29	7	1	第1回水道料金改定
32	10	1	第2回水道料金改定
34	3	1	第1回水道メーター使用料改定
34	4	1	下止々呂美簡易水道料金創設
37	4	1	第3回水道料金改定 第2回水道メーター使用料改定 第1回手数料改定
39	4	1	粟生簡易水道料金創設
40	7	1	第4回水道料金改定
42	4	1	上止々呂美簡易水道料金創設 出納取扱金融機関に「住友銀行豊中支店」指定
42	8	1	水道料金口座振替制度採用
43	4	1	粟生簡易水道料金廃止
44	10	8	下水道使用料徴収業務受託
45	8	1	第3回水道メーター使用料改定
46	6	1	口径別納付金制度採用
46	10	1	水道料金計算業務の一部を電算処理委託（口座振替分のみ）
47	10	1	水道料金計算業務の全部を電算処理委託
49	6	1	隔月検針・隔月集金実施
52	5	1	第1回口径別納付金改定
52	10	1	水道料金の集金制を廃止し、納付制に切替 消込業務及び第1次督促状発行業務の電算処理委託
53	4	1	第5回水道料金改定 第1回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 水道料金体系をすべて用途別一律超過料金体系から用途別段階別逓増制料金体系に変更 第2回手数料改定
53	6	1	マンション等共同住宅に水道料金の特例計算を採用

年	月	日	事	項			
昭和	5	3	1	1	2	8	出納取扱金融機関（住友銀行）取扱店を豊中支店から箕面支店に変更
	5	4	1	0	1		水道料金口座振替分の領収書を廃止し、振替済通知書に変更
	5	5	1	1	4		既設開栓申込の電話受付を開始
	5	5	1	0	1		第2次督促状及び停水予告状の発行業務を電算処理委託
	5	7	1	5	1		第6回水道料金改定 第2回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 第2回口径別納付金改定 第4回水道メーター使用料改定 第3回手数料改定 生活保護世帯に対し水道の基本料金及びメーター使用料の免除措置を実施
	6	0	1	0	1		精算料金の徴収方法を窓口収納から「転居先への納付書郵送」「口座振替」「現地精算」のいずれかに変更 閉栓申込の電話受付を開始
	6	1	1	4	1		第7回水道料金改定 第3回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 郵政省を収納取扱金融機関に指定
	6	1	1	6	1		水道料金（基本料金及びメーター使用料）の福祉減免措置を実施 母子年金、遺児年金、準母子年金又は遺族基礎年金のいずれかを受給している世帯 児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受給している世帯 身体障害者（1級・2級）又は知的障害者（A・B1）のいる世帯
	6	2	1	4	1		水道料金の転出精算分に郵便振替制度採用
平成	3	1	1	1	1		使用水量・消込原符の読取り及び未納水道料金検算・納入通知書再発行のため小型OCR・オフィスコンピュータ導入
	4	4	1	4	1		計量業務（上水道事業地域の一部）を業者委託
	4	4	1	6	1		月4回の水道料金計算業務を月2回に変更

年	月	日	事	項
平成	6	4	1	第8回水道料金改定 第4回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定
	8	3	1	水道料金システムの電算処理を業者委託から自己処理に切替 納入通知書その他各種通知書を封書からメールシーラーによる はがき型式に切替
	9	6	1	第9回水道料金改定（消費税5%を外税で課税） 第5回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定（消費税5%を 外税で課税）
	10	10	1	計量業務にハンディターミナルシステムを導入 滞納整理に領収書発行用ハンディターミナル導入
	13	4	1	第10回水道料金改定 第6回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 第5回水道メーター使用料改定
	13	10	1	コンビニエンスストアでの収納取扱開始
	15	2	5	口座振替伝送システムを導入
	16	4	1	水道料金を消費税込みに改定 上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金を消費税込みに改定 水道メーター使用料を消費税込みに改定
	18	10	1	生活保護世帯に対する水道料金（基本料金及びメーター使用料）の 福祉減免措置を廃止
	19	3	2 9	北部簡易水道料金創設（平成19年箕面市条例第16号） * 上水道料金と同様とする。
	19	4	1	計量業務を業者委託
	22	7	1	第11回水道料金改定
	22	10	1	水道料金（基本料金及びメーター使用料）の福祉減免措置を廃止
	23	4	1	上止々呂美・下止々呂美・北部簡易水道料金廃止

2 水道料金等の変遷

(1) 水道料金の変遷（1ヶ月につき）

料金体系		創設		料金改定		
				第1回		
(用途別一律超過料金体系)		昭和26年4月		昭和29年7月		
一般用	家事用	基本料金	10m ³ まで	200	10m ³ まで	200
		超過料金	1m ³ につき	25	1m ³ につき	25
	普通営業用	基本料金	20m ³ まで	450	20m ³ まで	400
		超過料金	1m ³ につき	30	1m ³ につき	30
	病院・官公署用	基本料金	20m ³ まで	350	20m ³ まで	350
		超過料金	1m ³ につき	20	1m ³ につき	20
	学校用	基本料金	20m ³ まで	350	100m ³ まで	1,500
		超過料金	1m ³ につき	20	1m ³ につき	20
	原動力・工事用	基本料金	30m ³ まで	750	30m ³ まで	750
		超過料金	1m ³ につき	30	1m ³ につき	30
	湯屋用	基本料金	100m ³ まで	1,500	1m ³ につき	15
		超過料金	1m ³ につき	17		
工事その他臨時用	基本料金	1m ³ につき	30~	1m ³ につき	30~	
	超過料金		100		100	
備考						

料金体系			料金改定	
			第5回	第6回
			昭和53年4月	昭和57年5月
(用途別段階別逦増制料金体系)				
一般用	基本料金	8m ³ まで	320	400
	超過料金 (1m ³ につき)	9m ³ ~ 10m ³ まで	50	60
		11m ³ ~ 20m ³ まで	60	75
		21m ³ ~ 30m ³ まで	75	95
		31m ³ ~ 50m ³ まで	90	110
		51m ³ ~ 100m ³ まで	110	130
		101m ³ ~ 300m ³ まで	130	150
		301m ³ ~ 500m ³ まで	160	180
		501m ³ ~	190	210
湯屋用	基本料金	100m ³ まで	3,000	3,600
	超過料金	1m ³ につき	44	52
工事その他臨時用	基本料金	2m ³ まで	1m ³ につき	1m ³ につき
	超過料金	1m ³ につき	300	400
備考	*昭和53年4月 用途別段階別逦増制料金体系に変更			

(単位：円)

料金改定					
第2回		第3回		第4回	
昭和32年10月		昭和37年4月		昭和40年7月	
10m ³ まで	250	10m ³ まで	250	8m ³ まで 10m ³ まで	280 350
1m ³ につき	(1号)31 (2号)28	1m ³ につき	(1号)31 (2号)28	1m ³ につき	45
20m ³ まで	500	20m ³ まで	500	20m ³ まで	700
1m ³ につき	38	1m ³ につき	38	1m ³ につき	48
20m ³ まで	438	20m ³ まで	900	20m ³ まで	900
1m ³ につき	25	1m ³ につき	50	1m ³ につき	50
100m ³ まで	1,875	20m ³ まで	900	20m ³ まで	900
1m ³ につき	25	1m ³ につき	50	1m ³ につき	50
30m ³ まで	938	30m ³ まで	938	30m ³ まで	1,140
1m ³ につき	38	1m ³ につき	38	1m ³ につき	48
100m ³ まで	1,650	100m ³ まで	1,650	100m ³ まで	2,300
1m ³ につき	19	1m ³ につき	19	1m ³ につき	30
1m ³ につき	38	1m ³ につき	50	1m ³ につき	60

* 1号：2号適用者以外
2号：1メートルで2世帯以上使用の場合

(単位：円)

料金改定					
第7回	第8回	第9回	第10回		第11回
昭和61年4月	平成6年4月	平成9年6月	平成13年4月	平成16年4月	平成22年7月
580	680	648	920	966.00	779.00
85	120	115	150	157.50	157.50
100	140	140	170	178.50	178.50
120	165	165	195	204.75	204.75
140	195	195	225	236.25	236.25
160	225	225	255	267.75	267.75
180	255	255	285	299.25	299.25
210	290	290	320	336.00	336.00
240	325	325	355	372.75	372.75
4,600	4,600	4,600	5,600	5,880.00	5,880.00
67	67	67	80	84.00	84.00
800	1,000	1,000	1,200	1,260.00	1,260.00
400	500	500	600	630.00	630.00

* 平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税
* 平成16年4月1日から消費税込みに改定

(2) 簡易水道料金の変遷(1ヶ月につき)

(単位:円)

料金体系 (用途別一律超過料金体系)			創設			
			昭和34年4月		昭和42年4月	
			下止々呂美		上止々呂美	
一般用	家事用	基本料金	15m ³ まで	200	15m ³ まで	500
		超過料金	1m ³ につき	30	1m ³ につき	40
	普通営業用	基本料金	15m ³ まで	200	15m ³ まで	500
		超過料金	1m ³ につき	30	1m ³ につき	45
	病院・官公署	基本料金	20m ³ まで	500	20m ³ まで	500
	学校用	超過料金	1m ³ につき	30	1m ³ につき	30
工事その他臨時用	基本料金	1m ³ につき	50	1m ³ につき	50	
	超過料金					
備考						

料金体系 (用途別段階別逦増制料金体系)			料金改定			
			第1回		第2回	
			昭和53年4月		昭和57年5月	
			下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美
一般用	基本料金	8m ³ まで	120	300	150	375
	超過料金 (1m ³ につき)	9m ³ ~20m ³ まで	20	45	30	55
		21m ³ ~50m ³ まで	40	50	50	60
		51m ³ ~	45	55	55	65
工事その他臨時用	基本料金	2m ³ まで	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき
	超過料金	1m ³ につき	300	300	400	400
備考	*昭和53年4月 用途別段階別逦増制料金体系に変更					

(単位：円)

料金改定									
第3回		第4回		第5回		第6回			
昭和61年4月		平成6年4月		平成9年6月		平成13年4月		平成16年4月	
下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美
320	540	380	630	362	600	920	920	966.00	966.00
55	80	80	110	80	110	110	140	115.50	147.00
80	90	110	125	110	125	140	155	147.00	162.75
85	95	120	135	120	135	150	165	157.50	173.25
800	800	1,000	1,000	1,000	1,000	1,200	1,200	1,260.00	1,260.00
400	400	500	500	500	500	600	600	630.00	630.00
*平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税					*平成16年4月1日から消費税込みに改定				

(3) 水道メーター使用料の変遷

(単位:円/月)

口径 (mm)	創設	第1回改定	第2回改定	第3回改定	第4回改定	第5回改定	
	昭和26年4月	昭和34年3月	昭和37年4月	昭和45年8月	昭和57年5月	平成13年4月	平成16年4月
13	20	20	45	45	50	25	26.25
16	25	25	-	-	-	-	-
20	30	30	80	80	100	50	52.50
25	40	使用者 において 設置	80	80	100	50	52.50
30	-		-	200	200	100	105.00
40	-		250	250	250	125	131.25
50	使用者 において 設置		680	680	1,700	850	892.50
75			900	900	2,000	1,000	1,050.00
100			1,050	1,050	2,300	1,150	1,207.50
150			-	1,500	4,100	2,050	2,152.50
200		-	-	-	-	-	-

* 平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税

* 平成16年4月1日から消費税込みに改定

(4) 口径別納付金の変遷

(単位:円)

口径 (mm)	創設	第1回改定	第2回改定	
	昭和46年6月	昭和52年5月	昭和57年5月	平成16年4月
13	20,000	40,000	80,000	84,000
20	50,000	100,000	170,000	178,500
25	90,000	180,000	310,000	325,500
30	140,000	280,000	480,000	504,000
40	280,000	560,000	950,000	997,500
50	490,000	980,000	1,670,000	1,753,500
75	1,330,000	2,660,000	4,520,000	4,746,000
100	2,730,000	5,460,000	9,280,000	9,744,000
150	7,540,000	15,080,000	25,640,000	26,922,000
200以上	市長が別に定める	市長が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める

* 平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税

* 平成16年4月1日から消費税込みに改定

3 用途別柱数、戸数及び有収水量内訳

用途	区分	柱数		戸数		有収水量		備考
		(柱)	構成率	(戸)	構成率	(m ³)	構成率	
1	家事用	上水道	47,663	95.6%	58,087	94.8%	11,712,469	84.2%
		上止々呂美	60		60		11,546	
		下止々呂美	72		72		18,541	
		北部簡水	325		325		65,912	
		計	48,120		58,544		11,808,468	
2	営業用	上水道	1,425	2.9%	2,012	3.3%	1,191,062	8.6%
		上止々呂美	1		1		7,133	
		下止々呂美	6		6		3,538	
		北部簡水	5		5		1,876	
		計	1,437		2,024		1,203,609	
3	官公署用	上水道	283	0.6%	317	0.5%	276,736	2.0%
		上止々呂美	0		0		0	
		下止々呂美	1		1		61	
		北部簡水	7		7		62	
		計	291		325		276,859	
4	学校用	上水道	43	0.1%	418	0.7%	218,295	1.6%
		上止々呂美	0		0		0	
		下止々呂美	1		1		1,497	
		北部簡水	1		1		2,600	
		計	45		420		222,392	
5	工場用	上水道	206	0.4%	206	0.3%	163,186	1.2%
		上止々呂美	0		0		0	
		下止々呂美	0		0		0	
		北部簡水	0		0		0	
		計	206		206		163,186	
6	プール用	上水道	9	0.0%	9	0.0%	81,933	0.6%
		上止々呂美	0		0		0	
		下止々呂美	0		0		56	
		北部簡水	0		0		1,415	
		計	9		9		83,404	
7	病院用	上水道	28	0.0%	28	0.1%	208,499	1.6%
		上止々呂美	1		1		13,363	
		下止々呂美	0		0		0	
		北部簡水	0		0		0	
		計	29		29		221,862	
8	湯屋用	上水道	1	0.0%	1	0.0%	342	0.0%
		上止々呂美	0		0		0	
		下止々呂美	0		0		0	
		北部簡水	0		0		0	
		計	1		1		342	
9	臨事用	上水道	172	0.4%	172	0.3%	31,702	0.2%
		上止々呂美	0		0		0	
		下止々呂美	1		1		213	
		北部簡水	22		22		3,021	
		計	195		195		34,936	
合 計		上水道	49,830	100.0%	61,250	100.0%	13,884,224	100.0%
		上止々呂美	62		62		32,042	
		下止々呂美	81		81		23,906	
		北部簡水	360		360		74,886	
		計	50,333		61,753		14,015,058	

4 用途別・水量ランク別有収水量

(1) 一般用

水量ランク	区 分		用 途 別 区 分					
			家事用		営業用		官公署用	
0～ 8m ³	水 量(m ³)		719,005		20,412		2,909	
	用途別比率	ランク比率	93.7%	6.1%	2.7%	1.7%	0.4%	1.0%
9～ 10m ³	水 量(m ³)		354,746		7,730		1,124	
	用途別比率	ランク比率	97.2%	3.0%	2.1%	0.7%	0.3%	0.4%
11～ 20m ³	水 量(m ³)		3,190,478		39,634		4,600	
	用途別比率	ランク比率	98.5%	27.2%	1.2%	3.3%	0.1%	1.7%
21～ 30m ³	水 量(m ³)		2,833,951		36,361		2,865	
	用途別比率	ランク比率	98.4%	24.2%	1.3%	3.1%	0.1%	1.0%
31～ 50m ³	水 量(m ³)		1,787,240		63,304		3,474	
	用途別比率	ランク比率	95.7%	15.3%	3.4%	5.3%	0.2%	1.3%
51～100m ³	水 量(m ³)		349,343		92,860		12,142	
	用途別比率	ランク比率	72.5%	3.0%	19.3%	7.8%	2.5%	4.4%
101～300m ³	水 量(m ³)		81,072		194,269		29,889	
	用途別比率	ランク比率	20.9%	0.7%	50.1%	16.3%	7.7%	10.8%
301～500m ³	水 量(m ³)		24,637		93,847		27,041	
	用途別比率	ランク比率	11.5%	0.2%	44.0%	7.9%	12.7%	9.8%
501m ³ 以上	水 量(m ³)		113,574		350,643		122,995	
	用途別比率	ランク比率	12.9%	1.0%	39.7%	29.4%	13.9%	44.4%
水量ランク外	水 量(m ³)		2,258,423		292,002		69,697	
	用途別比率	ランク比率	81.6%	19.3%	10.6%	24.5%	2.5%	25.2%
計	水 量(m ³)		11,712,469		1,191,062		276,736	
	用途別比率	ランク比率	84.6%	100.0%	8.6%	100.0%	2.0%	100.0%

(注)簡易水道を除く。

(2) 湯屋用

水量ランク	水 量(m ³)	
	ランク比率 (%)	
0～100m ³	342	
	100.0%	
101m ³ 以上	0	
	0.0%	
水量ランク外	0	
	0.0%	
計	342	
	100.0%	

(注)簡易水道を除く。

(3) 臨時用

水量ランク	水 量(m ³)	
	ランク比率 (%)	
0～2m ³	497	
	1.6%	
3m ³ 以上	31,089	
	98.1%	
水量ランク外	116	
	0.3%	
計	31,702	
	100.0%	

(注)簡易水道を除く。

用途別区分								計	
学校用		工場用		プール用		病院用			
22,983		1,746		55		154		767,264	
3.0%	10.6%	0.2%	1.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	100.0%	5.5%
82		983		9		145		364,819	
0.0%	0.0%	0.3%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	100.0%	2.6%
178		4,687		23		244		3,239,844	
0.0%	0.1%	0.1%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	100.0%	23.4%
21		5,388		88		556		2,879,230	
0.0%	0.0%	0.2%	3.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	100.0%	20.8%
0		12,305		338		1,123		1,867,784	
0.0%	0.0%	0.7%	7.5%	0.0%	0.4%	0.1%	0.5%	100.0%	13.5%
0		25,263		1,139		1,344		482,091	
0.0%	0.0%	5.2%	15.5%	0.2%	1.4%	0.3%	0.6%	100.0%	3.5%
30,618		36,271		8,181		7,711		388,011	
7.9%	14.0%	9.4%	22.2%	2.1%	10.0%	2.0%	3.7%	100.0%	2.8%
38,902		17,925		7,577		3,553		213,482	
18.2%	17.8%	8.4%	11.0%	3.6%	9.3%	1.7%	1.7%	100.0%	1.5%
86,377		29,219		18,450		162,014		883,272	
9.8%	39.6%	3.3%	17.9%	2.1%	22.5%	18.3%	77.7%	100.0%	6.4%
39,134		29,399		46,073		31,655		2,766,383	
1.4%	17.9%	1.1%	18.0%	1.7%	56.2%	1.1%	15.2%	100.0%	20.0%
218,295		163,186		81,933		208,499		13,852,180	
1.6%	100.0%	1.2%	100.0%	0.6%	100.0%	1.5%	100.0%	100.0%	100.0%

5 年度別・用途別有収水量

用 途	18年度(基準年度)		19 年 度		
	水量 (m ³)	構成比	水量 (m ³)	構成比	趨勢率
家 事 用	11,865,139	84.1%	11,783,879	83.8%	99.3%
営 業 用	1,194,229	8.5%	1,257,889	8.9%	105.3%
病院・学校・官公署・プール・湯屋用	813,429	5.8%	797,678	5.7%	98.1%
工 場 用	205,929	1.4%	196,136	1.4%	95.2%
臨 時 用	25,932	0.2%	31,050	0.2%	119.7%
合 計	14,104,658	100.0%	14,066,632	100.0%	99.7%

* 趨勢率は基準年度を100として算定した数値

6 年度別水道料金等調定状況

用 途 等	18年度(基準年度)		19 年 度		
	金額 (円)	構成比	金額 (円)	構成比	趨勢率
家 事 用	2,033,922,337	76.0%	2,004,183,864	75.2%	98.5%
営 業 用	316,856,301	11.9%	341,604,840	12.8%	107.8%
病院・学校・官公署・プール・湯屋用	254,983,555	9.5%	249,341,199	9.3%	97.8%
工 場 用	53,738,804	2.0%	51,158,494	1.9%	95.2%
臨 時 用	16,880,430	0.6%	20,240,010	0.8%	119.9%
小 計	2,676,381,427	100.0%	2,666,528,407	100.0%	99.6%
水道メータ使用料	25,234,975		26,282,790		104.2%
合 計	2,701,616,402		2,692,811,197		99.7%

* 趨勢率は基準年度を100として算定した数値

20 年 度			21 年 度			22 年 度		
水量 (m ³)	構成比	趨勢率	水量 (m ³)	構成比	趨勢率	水量 (m ³)	構成比	趨勢率
11,604,455	83.7%	97.8%	11,626,434	84.1%	98.0%	11,808,468	84.2%	99.5%
1,263,976	9.1%	105.8%	1,218,565	8.8%	102.0%	1,203,609	8.6%	100.8%
781,262	5.6%	96.0%	765,060	5.5%	94.1%	807,880	5.8%	99.3%
184,607	1.3%	89.6%	174,128	1.3%	84.6%	163,186	1.2%	79.2%
35,808	0.3%	138.1%	35,342	0.3%	136.3%	31,915	0.2%	123.1%
13,870,108	100.0%	98.3%	13,819,529	100.0%	98.0%	14,015,058	100.0%	99.4%

20 年 度			21 年 度			22 年 度		
金額 (円)	構成比	趨勢率	金額 (円)	構成比	趨勢率	金額 (円)	構成比	趨勢率
1,960,721,124	74.8%	96.4%	1,961,127,430	75.6%	96.4%	1,893,030,260	74.8%	93.1%
347,853,815	13.3%	109.8%	332,260,708	12.8%	104.9%	323,460,874	12.8%	102.1%
242,769,356	9.2%	95.2%	232,273,912	9.0%	91.1%	248,629,476	9.8%	97.5%
47,765,739	1.8%	88.9%	44,808,322	1.7%	83.4%	41,906,011	1.7%	78.0%
23,283,540	0.9%	137.9%	22,945,892	0.9%	135.9%	22,691,382	0.9%	134.4%
2,622,393,574	100.0%	98.0%	2,593,416,264	100.0%	96.9%	2,529,718,003	100.0%	94.5%
27,902,505		110.6%	28,724,033		113.8%	30,198,304		119.7%
2,650,296,079		98.1%	2,622,140,297		97.1%	2,559,916,307		94.8%

7 水道料金の徴収と督促等の状況

(1) 料金の徴収

料金徴収方法	18年度		19年度	
	件数	構成比	件数	構成比
口座振替	37,000	78.2%	37,172	77.5%
納付制	10,313	21.8%	10,822	22.5%
前受金	13	0.0%	0	0.0%
合計	47,326	100.0%	47,994	100.0%

(2) 料金の督促

料金の督促等	18年度	19年度
	件数	件数
1次督促	13,569	14,296
2次督促	13,921	15,978
停水予告	3,930	4,064
停水処分通知	1,846	1,294
停水処分	679	320

8 水道メーター点検状況(平成22年度)

月	総件数 A	検針済件数					個人 メーター 検針	認定件数		
		一般 メーター	遠隔 メーター	開栓中	閉栓中 E	閉栓率 E / A		未点検認定分		
								不在	障害	位置 不明
4	26,904	21,704	5,157	23,648	3,213	11.94%	43	12	14	2
5	29,588	23,774	5,764	26,046	3,492	11.80%	50	20	13	1
6	26,955	21,744	5,168	23,758	3,154	11.70%	43	5	17	0
7	29,628	23,860	5,718	26,043	3,535	11.93%	50	28	13	3
8	27,011	21,842	5,126	23,782	3,186	11.80%	43	13	10	0
9	29,731	23,982	5,699	26,078	3,603	12.12%	50	22	9	1
10	27,129	22,447	4,639	23,855	3,231	11.91%	43	8	22	0
11	30,004	24,252	5,702	26,374	3,580	11.93%	50	14	11	1
12	27,236	22,541	4,652	23,907	3,286	12.06%	43	8	16	1
1	30,081	24,376	5,655	26,422	3,609	12.00%	50	19	3	0
2	27,310	22,681	4,586	23,969	3,298	12.08%	43	10	5	1
3	30,152	24,502	5,600	26,445	3,657	12.13%	50	25	7	0
計	341,729	277,705	63,466	300,327	40,844	11.95%	558	184	140	10

20年度		21年度		22年度	
件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
37,086	77.1%	37,458	75.8%	37,847	75.2%
10,993	22.9%	11,935	24.2%	12,486	24.8%
0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
48,079	100.0%	49,393	100.0%	50,333	100.0%

20年度		21年度		22年度	
件数		件数		件数	
16,044		15,618		14,417	
16,238		16,247		17,361	
4,347		3,602		3,116	
1,269		1,690		1,558	
370		753		659	

(単位 : 件)

		認定件数							付帯業務			
計 B	認定率 B / A	点検認定分					認定計 B + C D	認定率 D / A	漏水 発見	無届 転居	無断 使用	計
		不動	破損	逆付	計 C	認定率 C / A						
28	0.10%	3	2	0	5	0.02%	33	0.12%	71	3	102	176
34	0.11%	2	1	0	3	0.01%	37	0.13%	74	7	105	186
22	0.08%	6	2	0	8	0.03%	30	0.11%	63	15	71	149
44	0.15%	1	1	0	2	0.01%	46	0.16%	53	5	61	119
23	0.09%	8	0	0	8	0.03%	31	0.11%	79	7	64	150
32	0.11%	2	1	0	3	0.01%	35	0.12%	100	6	81	187
30	0.11%	2	0	0	2	0.01%	32	0.12%	77	4	72	153
26	0.09%	2	0	0	2	0.01%	28	0.09%	79	6	70	155
25	0.09%	3	0	0	3	0.01%	28	0.10%	78	6	71	155
22	0.07%	2	0	0	2	0.01%	24	0.08%	88	9	72	169
16	0.06%	2	2	0	4	0.01%	20	0.07%	115	5	48	168
32	0.11%	0	0	0	0	0.00%	32	0.11%	66	6	75	147
334	0.10%	33	9	0	42	0.01%	376	0.11%	943	79	892	1,914

9 水道料金の減免措置と特例計算

(1) 減免措置状況

用途	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
漏	家事用	件数(件)	212	266	280	232	214
		水量(m ³)	10,226	17,854	17,953	11,523	11,407
		金額(円)	2,668,817	4,766,004	4,943,077	3,250,185	2,932,184
水	営業用	件数(件)	17	16	14	17	9
		水量(m ³)	4,659	2,122	1,611	3,543	611
		金額(円)	1,471,130	691,151	530,770	1,213,973	180,310
減	官公署用	件数(件)	1	2	4	4	5
		水量(m ³)	79	1,257	947	563	725
		金額(円)	23,641	464,399	333,480	206,551	261,003
免	その他	件数(件)	8	4	2	10	9
		水量(m ³)	1,170	590	313	1,910	18,079
		金額(円)	409,144	181,886	114,350	641,582	6,664,502
福祉減免	件数(件)	14,289	13,804	14,434	15,099	9,899	
	水量(m ³)	215,835	209,919	218,749	228,990	150,859	
	金額(円)	28,488,311	27,531,136	28,841,378	30,158,213	16,735,177	
合計	件数(件)	14,527	14,092	14,734	15,362	10,136	
	水量(m ³)	231,969	231,742	239,573	246,529	181,681	
	金額(円)	33,061,043	33,634,576	34,763,055	35,470,504	26,773,176	

(2) 特例計算別栓数及び戸数

区分	栓数(栓)	割合	戸数(戸)	割合	
特例計算	第1種	420	0.8%	10,176	16.5%
	第2種	122	0.3%	2,152	3.5%
	第3種	101	0.2%	1,217	2.0%
	第4種	14,711	29.2%	14,726	23.8%
	合計	15,354	30.5%	28,271	45.8%
全給水栓数・給水戸数	50,333	100.0%	61,753	100.0%	

(3) 特例計算の種別及び料金の算出方法

種 別	適用対象建物形態	水道料金の算出方法
特例計算 第 1 種	独立した生計を営む住居のみを単位とした共同住宅（以下「共同住宅」という。）で、その住居の規模が各戸とも概ね等しいもの	均等に使用したとみなされた1戸当たりの水量(市の親メーターで計量した水量を使用戸数で割る。)につき算出された水道料金に使用戸数を乗じる。
特例計算 第 2 種	1) 独立した生計若しくは 事業を営む住居、店舗、事務所等が混在する多目的ビル又は業務用ビル（以下「多目的ビル等」という。）であるもの 2) 共同住宅で、その住居の規模が大きく異なるもの 3) 独立した生計を営む居室ごとに給水栓がない寮に類するもの	基本水量に使用戸数を乗じた水量を超える分(市の親メーターで計量した水量から基本水量×使用戸数を引く。)については、1戸分としての超過料金を算出し、その金額に基本料金に使用戸数を乗じた金額を加える。
特例計算 第 3 種	特例計算第2種の適用建物に該当する多目的ビル等又は共同住宅で、住居、店舗、事務所等の一部に市の各戸メーター又は私設メーターが設置されているもの	市の各戸メーター又は私設メーターで計量した水量を超える分(市の親メーターで計量した水量から市の各戸メーター又は私設メーターで計量した水量を引く。)については、特例計算第2種で料金を算定し、その金額に市の各戸メーター又は私設メーターで計量された水量に基づき算出した金額を加える。ただし、市の各戸メーター又は私設メーターが設置されていない室がすべて独立した生計を営む住居のみで、かつ、その室の規模が各室とも概ね等しいときは、特例計算第1種で料金を算出する。
特例計算 第 4 種	特例計算第1種又は特例計算第2種の適用建物に該当する共同住宅又は多目的ビル等で、すべての住居、店舗、事務所等ごとに市の各戸メーター又は私設メーターが設置されているもの	市の各戸メーター又は私設メーターで計量された水量に基づき、各戸ごとに算出する。ただし、その合計金額が市の親メーターで計量した水量に基づき特例計算第1種で算出した水道料金に満たないときは、その差額を別途徴収する。

10 大阪府下 各市水道料金比較(30m³の場合)

